農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱

制定　平成 30 年３月 30 日付け 29 農振第 2689 号
最終改正　令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農振第 2344 号

各地方農政局長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長　殿
北海道知事

農林水産事務次官

第１　目的

今後、高齢化の進行等に伴い、農地中間管理機構（以下「機構」という。）への農地の貸付け等が増加することが見込まれる中で、基盤整備が十分に行われていない農地については、担い手が借り受けないおそれがある。

一方、機構に農地を貸し付けた所有者や機構から借り受ける担い手は、基盤整備のための費用を負担する用意はなく、このままでは基盤整備が滞り、結果として、担い手への農地の集積・集約化が進まなくなる可能性がある。

このため、本事業により、機構が借り入れている農地等について、農業者からの申請によらず、農業者の費用負担や同意を求めない農地の大区画化等の基盤整備を実施することで、機構による担い手への農地の集積・集約化を加速化し、豊かで競争力ある農業の実現に資することとする。

第２　事業の内容

本事業は、次に掲げるものとし、その具体的な運用については、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定めるところによる。

１　農地整備事業

担い手への農地の集積・集約化を加速化するため、機構が借り入れている農地等について、区画整理、農用地の造成、農業用用排水施設、農道、暗渠排水等の農業生産基盤整備及びこれらと密接な関連のあるものを併せて一体的に実施する事業

２　実施計画等策定事業

１の農地整備事業に必要な実施計画や換地計画の策定のための調査・調整等を行う事業

３　農村環境計画策定事業

１の農地整備事業に係る農村環境計画の策定のための調査・調整等を行う事業

第３　事業の実施区域

本事業の実施区域は、以下の要件を全て満たす区域とする。

1　農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第８条第２項第１号に規定する農用地区域内の区域であること（ただし、農用地区域及び農用地区域以外の区域との一体的な換地により土地利用の秩序化を行い、当該農用地区域以外の区域において公共用地の創設を行う場合等、農用地区域以外の区域を事業実施区域とする必

要がある場合には、必要な限度において、当該農用地区域以外の区域を事業の実施区域とすることができる。）。

2　第２の１の農地整備事業（以下「農地整備事業」という。）にあっては、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）第 87 条の３第１項第１号に規定する事業施行地域内農用地の区域であって、かつ、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条に規定する地域計画を策定した区域であること（ただし、原子力被災 12 市町村（東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村をいう。）及び令和６年能登半島地震の被災市町（石川県七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限る。）にあっては、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年６月 26 日付け元経営第 494 号農林水産省経営局長通知）２の（１）の実質化された人・農地プランをいう。）の対象地域を実施区域とすることも可能とする。）。

第４　事業実施主体

本事業の事業実施主体は、都道府県、市町村その他農村振興局長が別に定める者とする。

第５　計画の作成等

事業実施主体は、農地整備事業を実施しようとするときは、農村振興局長が別に定めるところにより、集積・集団化等促進基盤整備計画（以下「整備計画」という。）を作成又は変更するものとする。

第６　採択要件

本事業の採択に当たっては、次に掲げる要件を満たすものとする。

1　農地整備事業にあっては、整備計画を策定していること。

2　第２に掲げる事業ごとに農村振興局長が別に定める要件を満たしていること。

第７　事業の申請等

1　都道府県知事は、本事業を実施しようとするときは、当該事業の採択を、農村振興局長が別に定める期日までに、事業採択申請書、事業計画概要書（農地整備事業に限る。）、第５に掲げる整備計画及び農村振興局長が別に定める書類（以下「事業採択申請書等」という。）を、地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。）に提出するものとする。

2　地方農政局長等は、農村振興局長が別に定めるところにより事業採択申請書等を審査の上、適当と認めるときは、都道府県知事に事業採択通知書を交付するものとする。

3　都道府県以外を事業実施主体とする場合の事業の申請及び採択については、農村振興局長等が別に定めるところによるものとする。

第８　助成

国は、予算の範囲内で、本事業に関連して必要となる経費のうち、農村振興局長が別に定める経費につき、事業実施主体に助成するものとする。

第９　委任

本事業の実施に当たっては、法、土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）、土地改良法施行規則（昭和 24 年農林省令第 75 号）その他の法令及びこの要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

附　則

１　この通知は、平成 30 年４月１日から施行する。

２　第７の１の規定にかかわらず、平成 30 年度採択を希望する場合の事業採択申請書等の提出期限は、平成 30 年 10 月末日までとする。

附　則

この通知は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この通知は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

１　この通知は、令和７年４月１日から施行する。

２　この通知による改正後の第３に規定する事業実施区域について、令和６年度以前に第７の申請が行われた地区については、なお従前の例による。